

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、春日部市発注に係る緑小学校校舎トイレ改修工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、_____・_____特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を_____に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、_____年____月____日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

所在地

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称	_____	_____%
商号又は名称	_____	_____%
商号又は名称	_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行

わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する工事につきか
しがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め
るものとする。

_____外 1 社は、上記のとおり _____
_____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定
書 _____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

年 月 日

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

印

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、春日部市発注に係る 〇〇〇〇工事 を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、〇〇・〇〇 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇 に置く。

(成立及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

3 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前2項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所在地 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

所在地 埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

商号又は名称 株式会社〇〇〇〇

所在地

2社JVの場合は、空欄としてください

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

営業所等に委任をしている場合は、営業所名等まで記載してください。

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 〇〇%

商号又は名称 株式会社□□□□ □□%

商号又は名称 2社JVの場合は、空欄としてくださ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇〇銀行 〇〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が第1条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行

わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する工事につきか
しがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定め
るものとする。

〇〇〇〇株式会社 〇〇支店 外 1 社は、上記のとおり 〇〇・□□
特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書
2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

	住	所	埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
代表構成員	商号又は名称	〇〇〇〇株式会社 〇〇支店		
	代表者氏名	〇〇 〇〇		印

	住	所	埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
構 成 員	商号又は名称	株式会社□□□□		
	代表者氏名	□□ □□		印

	住	所		
構 成 員	商号又は名称			
	代表者氏名			

2 社による特定 JV となる場合は、こ
こは空欄となります。